

# 南相馬市 ~ 工事等設計書 ~

起工月	令和 8 年 4 月		工事概要	草刈業務 A=231,491m <sup>2</sup>	
契約番号				草刈(飛石防護あり) A= 227,741m <sup>2</sup>	
路線名	市道原町馬場線 外			草刈(飛石防護なし) A= 3,750m <sup>2</sup>	
工事等名	市道草刈業務委託			積込み運搬 A= 56,972m <sup>2</sup>	
工事等場所	南相馬市 原町区大木戸字南原 地内外				
総工事費	当初請負		仕様概要	1. 設計図書及び福島県建設技術協会 共通仕様書(工事・業務委託編)に準ずる。 2. 詳細は係員の指示による事	
	当初設計				
	変更請負				
	変更設計				
工 事 費 総 括 表					
費 目	金 額	工 事 価 格	消 費 税 相 当 額	摘 要	
本工事費					
附帯工事費					
測量及び試験費					
用地費及び補償費					
機械器具費					
営繕費					
工事雑費					
工事費					
事務費					
事業費					

# 最低制限価格の設定(算定)について

市道草刈業務委託

今回の入札において、最低制限価格を下記の計算式に基づき設定しております。

該当工事(業務委託)には の表示をしております。

## 工事関連業務委託に伴う最低限必要な費用 = P (最低制限価格)

下記の業種における設定範囲内で算出(1千円未満の端数は切り捨てる)した額に、消費税額を加算した額を最低制限価格(P)とする。ただし、上記の設定範囲を上回った(下回った)場合には、それぞれ設定範囲の上限(下限)値とする。

「直接人件費」、「直接経費」、「諸経費」、「その他原価」、「一般管理費等」及び「技術料等経費」等、各経費項目によらない業務については、各設定範囲内で適宜の割合とする。

業務を一括発注する場合(例えば、測量設計業務委託など)は、それぞれの算定式により算出された額の合計額とする。

### 測量業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%~82%
算定式	直接測量費 + (諸経費 × 50%)

諸経費 = 間接測量費 + 一般管理費等

### 土木及び建築関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%~81%
算定式	【土木設計】 直接経費 + (その他原価 × 90%) + (一般管理費等 × 50%)
	【建築設計】 直接人件費 + 特別経費 + (技術料等経費 × 60%) + (諸経費 × 60%)

### 地質調査業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の2/3~85%
算定式	直接調査費 + (間接調査費 × 90%) + (解析等調査費 × 80%) + (諸経費 + その他原価 + 一般管理費等) × 50%

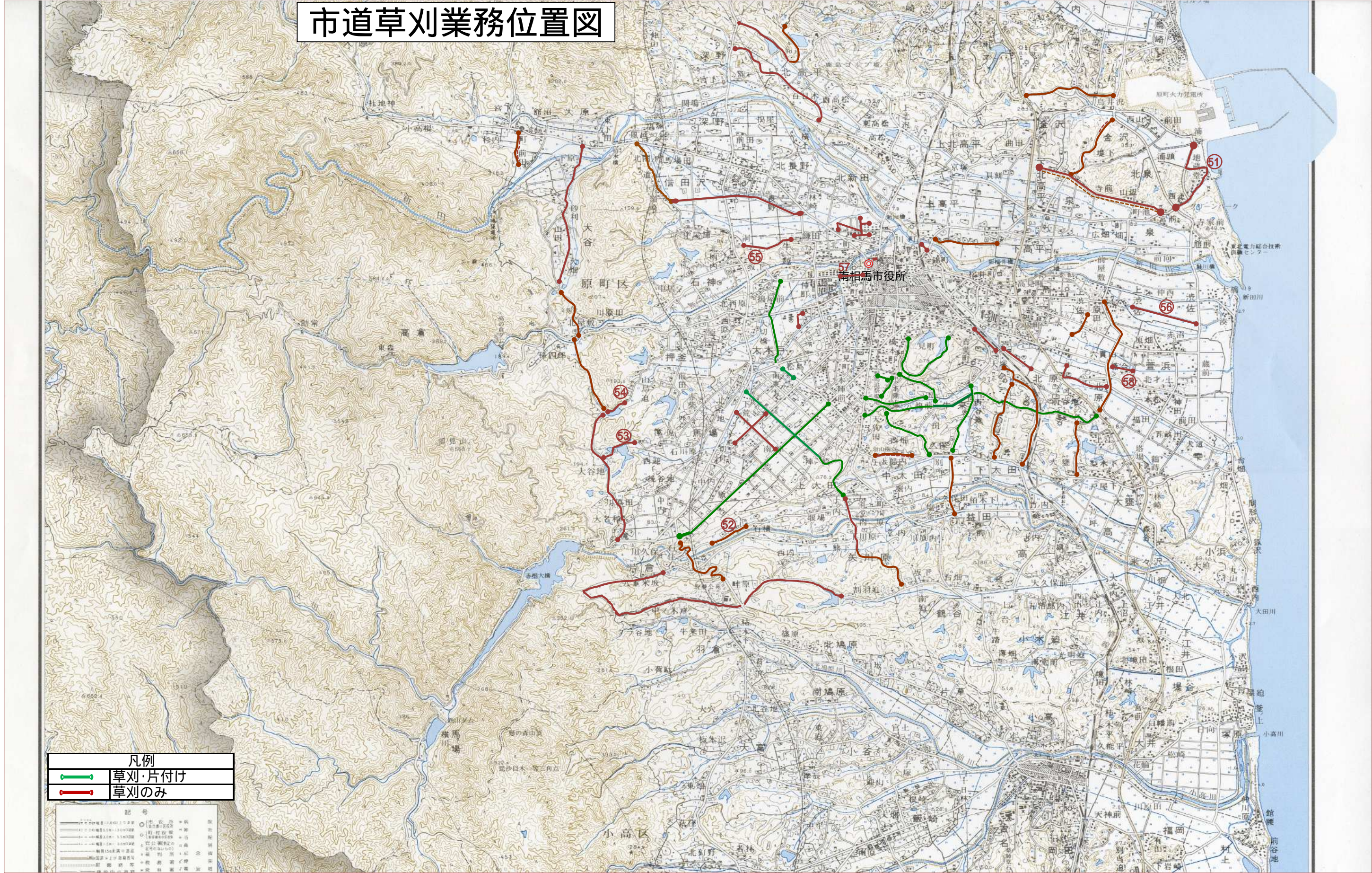
### 補償関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%~81%
算定式	直接人件費 + 直接経費 + (その他原価 × 90%) + (一般管理費等 × 50%)

### その他の業務委託等

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%~80%で適宜の割合
------	-----------------------------

# 市道草刈業務位置図



凡例	
	草刈・片付け
	草刈のみ

記号	
	国道51号
	国道52号
	国道53号
	国道54号
	国道55号
	国道56号
	国道57号
	国道58号
	国道59号
	県道1号
	県道2号
	県道3号
	県道4号
	県道5号
	県道6号
	県道7号
	県道8号
	県道9号
	県道10号
	県道11号
	県道12号
	県道13号
	県道14号
	県道15号
	県道16号
	県道17号
	県道18号
	県道19号
	県道20号
	県道21号
	県道22号
	県道23号
	県道24号
	県道25号
	県道26号
	県道27号
	県道28号
	県道29号
	県道30号
	県道31号
	県道32号
	県道33号
	県道34号
	県道35号
	県道36号
	県道37号
	県道38号
	県道39号
	県道40号
	県道41号
	県道42号
	県道43号
	県道44号
	県道45号
	県道46号
	県道47号
	県道48号
	県道49号
	県道50号
	県道51号
	県道52号
	県道53号
	県道54号
	県道55号
	県道56号
	県道57号
	県道58号
	県道59号
	県道60号
	県道61号
	県道62号
	県道63号
	県道64号
	県道65号
	県道66号
	県道67号
	県道68号
	県道69号
	県道70号
	県道71号
	県道72号
	県道73号
	県道74号
	県道75号
	県道76号
	県道77号
	県道78号
	県道79号
	県道80号
	県道81号
	県道82号
	県道83号
	県道84号
	県道85号
	県道86号
	県道87号
	県道88号
	県道89号
	県道90号
	県道91号
	県道92号
	県道93号
	県道94号
	県道95号
	県道96号
	県道97号
	県道98号
	県道99号
	県道100号

# 総括情報表

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日  諸経費体系 ファイル名	D1 南相馬市 実施設計書 当初 00000000001 0 1 実施単価 71 S (相双1) 地区 00-08.04.01(0)  1 土木工事 00000000001当初草刈(市道)R8		
	当 世 代	前 世 代	
前払率 諸経費工種 冬期歩掛補正 契約保証補正 施工地域補正 現場環境改善費 週休二日補正	40 13 道路維持 00 冬期割増なし 01 金銭的保証 06 (土木)一般交通影響有り2 00 必要無し 00 補正なし		

工種条件

条件	条件値	名称
A 水替費区分	0	水替費なし
	1	水替費あり
B 山林砂防工置き換え区分	0	山林砂防工置き換えなし
	1	山林砂防工置き換えあり
C 時間的制約を受ける場合の労務単価補正	1	時間的制約を受ける(補正1.06)
	2	時間的制約を著しく受ける(補正1.14)
D 夜間工事の場合の労務単価補正	1	20時開始の夜間工事(補正1.5)
	2	19時開始の夜間工事(補正1.437)
	3	18時開始の夜間工事(補正1.375)
E 特殊勤務費[円]		
F 作業日数集計指示	1	作業日数集計無
	2	作業日数集計1
	3	作業日数集計2
	4	作業日数集計3
	5	作業日数集計4
	6	作業日数集計5

## 本 工 事 費 内 訳 書

費目・工種・施工名称など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
草刈業務						
除草(道路除草)	肩掛け式					SPD521
	飛び石防護あり	227,741	m <sup>2</sup>			施工第1号表
	肩掛け式					SPD521
	飛び石防護なし	3,750	m <sup>2</sup>			施工第2号表
積込み運搬	2t積 6.5km以下					SPD527
		56,972	m <sup>2</sup>			施工第3号表
交通誘導員						
		103	人			
小計						
諸経費						
		約20	%			
処分費						
		22,000	kg			
業務価格						
まるめ						
消費税相当額						
		10	%			
合 計						









令和8年度草刈委託路線一覧表

草刈・片付け

番号	路線名	令和8年度				備考
		延長(m)	刈幅(m)	回数	面積(m <sup>2</sup> )	
	原町馬場線	3,300	1.5	2.0	9,900	片側75cm
	陣ヶ崎北原線	3,800	1.5	2.0	12,727	(片側75cm 3,490×1.5+花壇403.2+法面725.3)×2=12,847 L=3,490+89.6+220=3,799.6
	原町下太田線	1,170	1.5	2.0	3,510	片側75cm
	東ヶ丘公園線	1,750	1.5	2.0	5,250	片側75cm
	南町牛来線	940	1.5	2.0	2,820	片側75cm
	牛来益田線	1,280	1.5	2.0	3,840	片側75cm
	牛来北原線	1,190	1.5	2.0	3,570	片側75cm
	牛越大木戸陣ヶ崎線	1,450	1.5	2.0	4,350	片側75cm
		200	1.0	2.0	400	片側のみ100cm
	鶴谷陣ヶ崎線外	2,700	1.5	2.0	8,100	片側75cm
	栄町牛来線	350	1.5	2.0	1,050	片側75cm
	祭場地北線	200	1.5	2.0	600	片側75cm
	桜井高線	100	1.5	2.0	300	片側75cm
57	原町高倉線	370	0.75	2.0	555	幅75cm(花壇) 図面参照
小計	13路線	18,800			56,972	

草刈のみ(現地処理)

図番	路線名	令和8年度				備考
		延長(m)	刈幅(m)	回数	面積(m <sup>2</sup> )	
	桜井高線	2,000	1.5	2.0	6,000	片側75cm
	北原下太田線	1,600	1.5	2.0	4,800	片側75cm
	牛来益田線	950	1.5	2.0	2,850	片側75cm
	北原舟橋線	940	1.5	2.0	2,820	片側75cm
	高見町北萱浜線	470	1.5	2.0	1,410	片側75cm
	上渋佐北原線	2,060	1.5	2.0	6,180	片側75cm
	北原7号線	500	1.5	2.0	1,500	片側75cm
	青葉町北原線	520	1.5	2.0	1,560	片側75cm
	鶴谷割羽迫線	1,200	1.5	2.0	3,600	片側75cm
	上太田矢川原片倉線	3,420	1.5	2.0	10,260	片側75cm
	矢川原片倉線	1,600	1.5	2.0	4,800	片側75cm
	馬場畦原線	1,700	1.5	2.0	5,100	片側75cm
	鶴谷陣ヶ崎線	2,150	1.5	2.0	6,450	片側75cm
	中太田線	530	3.0	2.0	3,180	片側150cm
	大原5号線	350	3.0	2.0	2,100	片側のみ300cm
	長野信田沢2号線	2,100	0.75	2.0	3,150	片側のみ75cm
	高松寺内線外	1,900	1.5	2.0	5,700	片側75cm
	北町団地内(法定外水)	1,000	1.5	2.0	3,000	片側75cm
	下北高平烏港線	1,370	1.5	2.0	4,110	片側75cm
	上高平西殿青葉町線	1,000	1.5	2.0	3,000	片側75cm
	大谷高倉線	2,450	1.5	2.0	7,350	片側75cm
	高倉大畑線	1,000	1.5	2.0	3,000	片側75cm
	大木戸押釜高倉線	1,370	1.5	2.0	4,110	片側75cm
	押釜馬場線外	2,570	1.5	2.0	7,710	片側75cm
	上北高平深野線	2,060	1.5	2.0	6,180	片側75cm
	西殿3号線	100	1.5	2.0	300	片側75cm
	本町地内(法定外水)	50	1.5	2.0	150	片側75cm
	下北高平泉線	1,840	7.0	2.0	28,975	片側法尻まで 図面参照
		160	1.5	2.0	480	
	北原南萱浜線外	920	1.5	2.0	2,760	片側75cm
	深野信田沢線外	1,000	1.5	2.0	3,000	片側75cm
	西町3号線	350	1.5	2.0	1,050	片側75cm
	大木戸陣ヶ崎5号線	650	1.5	2.0	1,950	片側75cm
	金沢3号線	1,480	1.5	2.0	4,440	片側75cm
	国見町馬場線	570	面積3,749.5	2.0	7,499	図面参照
51	北泉海岸線外	1,600	1.5	2.0	4,800	片側75cm
52	上太田馬場線	630	0.75	2.0	945	片側75cm
53	馬場地切線	700	1.5	2.0	2,100	片側75cm
54	大木戸押釜高倉線	400	1.5	2.0	1,200	片側75cm
55	牛越石神線	800	0.75	2.0	1,200	片側のみ75cm
56	下渋佐地内(普通河川)	1,200	2.0	1.0	2,400	
58	萱浜地内(普通河川)	450	1.5	2.0	1,350	片側のみ150cm
小計	41路線	49,710			174,519	
合計	54路線	68,510			231,491	

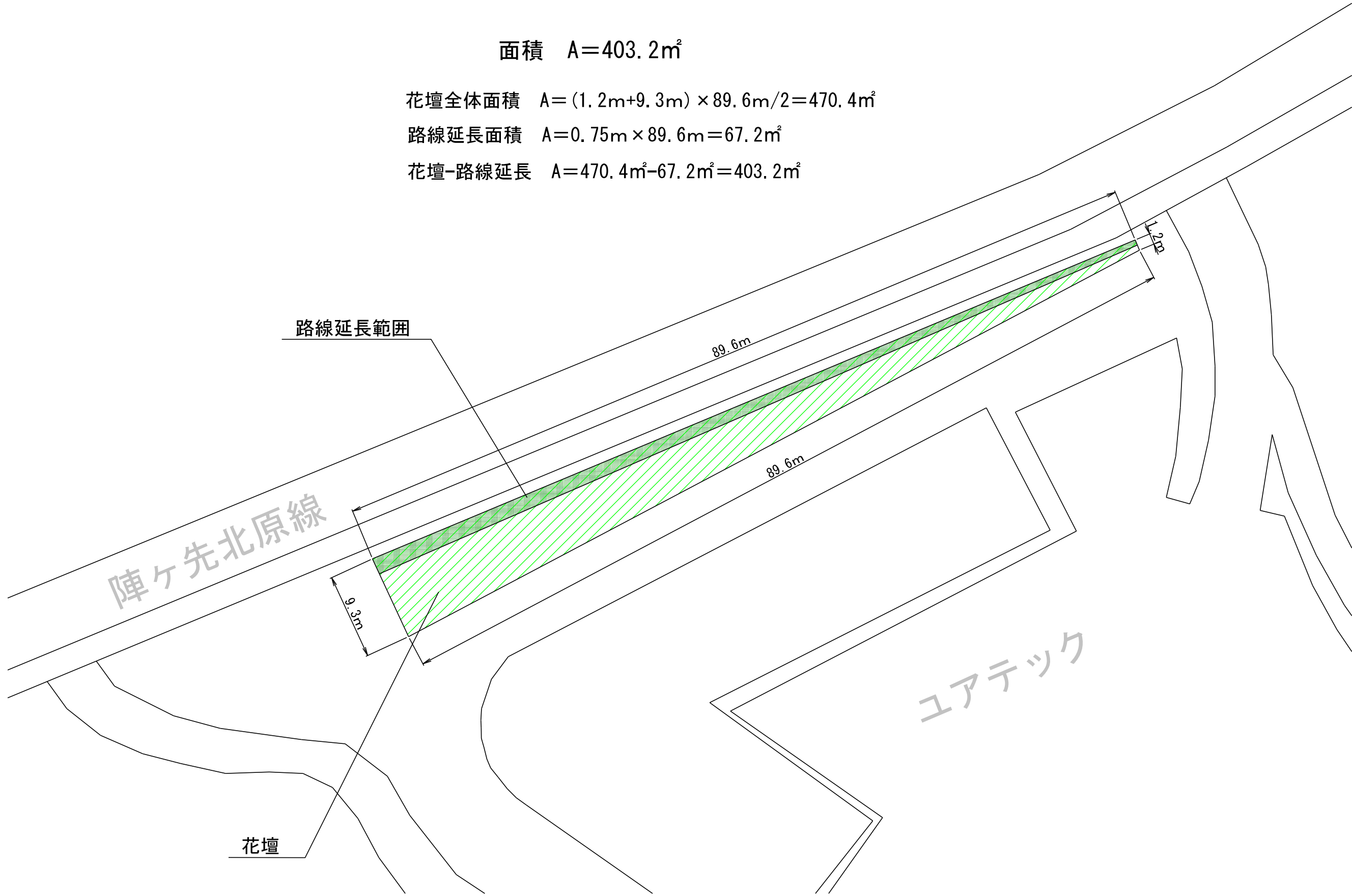
# No.2 陣ヶ崎北原線 花壇部

面積  $A=403.2\text{m}^2$

花壇全体面積  $A=(1.2\text{m}+9.3\text{m}) \times 89.6\text{m}/2=470.4\text{m}^2$

路線延長面積  $A=0.75\text{m} \times 89.6\text{m}=67.2\text{m}^2$

花壇-路線延長  $A=470.4\text{m}^2-67.2\text{m}^2=403.2\text{m}^2$



# No.50 国見町馬場線

面積  $A=3749.5m^2$

$$A = \textcircled{1}160.0m^2 + \textcircled{2}90.0m^2 + \textcircled{3}371.0m^2 + \textcircled{4}1557.5m^2 + \textcircled{5}603.0m^2 + \textcircled{6}176.0m^2 + \textcircled{7}90.0m^2 + \textcircled{8}180.0m^2 + \textcircled{9}168.0m^2 + \textcircled{10}354.0m^2 = 3749.5m^2$$



<p>①</p> <p><math>A=25.0m \times 6.4m=160.0m^2</math></p>	<p>②</p> <p><math>A=18.0m \times 5.0m=90.0m^2</math></p>
<p>③</p> <p><math>A=35.0m \times 10.6m=371.0m^2</math></p>	<p>⑤</p> <p><math>A=60.0m \times (10.8m+9.3m)/2=603.0m^2</math></p>
<p>⑦</p> <p><math>A=30.0m \times 3.0m=90.0m^2</math></p>	<p>⑧</p> <p><math>A=30.0m \times (9.0m+3.0m)/2=180.0m^2</math></p>
<p>⑨</p> <p><math>A=24.0m \times 7.0m=168.0m^2</math></p>	<p>⑩</p> <p><math>A=60.0m \times (5.8m+6.0m)/2=354.0m^2</math></p>
<p>④</p> <p><math>A=178.0m \times (8.0m+9.5m)/2=1557.5m^2</math></p>	
<p>⑥</p> <p><math>A=110m \times (1.5m+1.7m)/2=176.0m^2</math></p>	



# 仕 様 書

## 1. 目的

本事業は市道の視距確保および環境整備を目的に南相馬市管理の道路等の除草を実施する。

## 2. 業務期間

契約日から令和8年12月15日までとする。

## 3. 施行位置

別添草刈予定路線一覧表のとおり。

## 4. 総則

- 1) 施工計画書の作成にあたっては、福島県土木部共通仕様書に準じるものとする。また、監督員がその他の事項について補足を求めた場合も同様とする。
- 2) 除草着手前に、現地確認を行い疑義があれば協議すること。
- 3) 監督員の段階確認は、1回目除草完了後、2回目除草完了後とする。
- 4) 履行状況を毎月25日までに監督員に履行報告を提出する。
- 5) 現場内で不法投棄等を発見した場合は、速やかに監督員と処理方法について協議すること。
- 6) 本仕様書に定めない事項、既設構造物、既存の道路に損害を与えないよう十分に注意すること。  
損害を与えた場合は、受注者の責任で補修すること。

## 5. 設計変更

- 1) 当初明示した条件に変更がある場合。
- 2) 除草の実施が困難な場合。  
他事業等で除草する草がない場合、住民参加型で除草を実施した場合は設計数量の対象外とし、設計変更を行う。
- 3) 設計範囲外において、除草範囲の追加を指示した場合は設計数量の対象とし、設計変更を行う。

## 6. 作業内容

- 1) 作業前には空缶等の障害物を除去し飛散による事故等に十分注意し作業すること。

- 2) 作業中は車両や自転車及び歩行者への事故がないよう十分配慮するとともに、適切に交通誘導員を配置するものとする。
- 3) 除草は2度刈とし、できる限り地際(5cm以下)で刈払うものとする。
- 4) 刈払った草は現地処理とするが、刈草が車道・歩道上及び水路への散乱防止のため、集積等を実施すること。
- 5) 宅地周りの除草は、地先に植えてある花株などを誤って刈払わないよう注意して作業しなければならない。
- 6) 除草の幅は0.75mとし両側で1.5mを標準とする。
- 7) 除草前に現場状況の確認、住民参加型除草位置確認を行い、設計範囲の確認を受けたうえで除草開始すること。

## 7. 作業時期

作業時期は工期内とするが、草丈などの状況を巡回で確認しながら適切な時期を判断し、監督員、各行政区と協議し実施するものとする。

## 8. 写真管理

路線毎(1回刈毎)の施工前後写真。

路線毎(1回刈毎)の代表箇所の作業状況・刈寸法。

## 9. 電子納品

1) 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは「工事完成図書(案)の電子納品要領(案)(平成16年6月):(以下、「要領」という。))」に基づいて作成した電子データを指す。

2) 電子納品の運用にあたっては、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】(平成31年4月)」によるものとし、電子納品の有無、電子化する書類の範囲は、監督員との電子納品事前協議(以下、「事前協議」という。)により決定する。

3) 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)の他、「事前協議」で工事完成検査時に紙で用意することとした書類を1部提出すること。

4) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム等により電子納品に関する要領・基準(案)に適合していること、また、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

## 10.その他

業務遂行にあたり、本仕様書、委託契約書、その他関連諸法規に疑義が生じた場合は内容趣旨を十分に理解し、監督員と協議のうえ実施すること。

作業車両(作業員車両含む)には業務名等を明示し、第三者が見て作業内容が明確に分かるよう努めること。(業務名等明示様式は、受注者が任意様式で作成し、監督員の確認を取ること。)

作業中の車両駐車は、第三者に迷惑を掛けないよう努めること。